

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第39号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年11月27日 06時15分ごろ	
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋区 尼崎西防波堤灯台から真方位40° 2,500m付近 (概位 北緯34°42.1′ 東経135°23.7′)	
事故等調査の経過	平成22年3月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第八明豊丸 ^{めいほう} 、487トン	
船舶番号、船舶所有者等	1344112、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底部に擦過傷及び推進器翼に曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、砂利約1,500トンを積載し、船首約3.4m、船尾約5.6mの喫水で、阪神港尼崎西宮芦屋区の尼崎市鶴町において、荷揚げのため着岸作業中、平成21年11月27日06時15分ごろ、船底に衝撃を受けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港尼崎西宮芦屋区において着岸作業中、浅瀬の存在を承知していたが、浅瀬を回避するように操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が阪神港尼崎西宮芦屋区において着岸作業中、浅瀬を回避するように操船を適切に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	